

事実取調請求書の提出について（報告）

部落解放同盟中央本部

8月29日、弁護団は、東京高裁に新証拠と再審請求補充書とあわせて事実取調べ請求書を提出しました。

提出された新証拠は、スコープについての元科捜研技官による補充意見書2通（土砂および油脂について）、殺害方法、死体処理についての法医学者の鑑定書2通、下山第2鑑定に関わる下山鑑定人の意見書など、検察官が提出した意見書の誤りを明らかにした新証拠および、取調べ録音テープ反訳をコンピュータを用いたテキストマイニングによって分析した立命館大学教授のあらたな鑑定書等9点です。第3次再審請求で提出された新証拠は255点になりました。

弁護団は、これらの新証拠、再審請求理由補充書とあわせて、事実取調べ請求書を東京高裁に提出しました。事実取調べ請求書は、これまで提出された新証拠を作成した鑑定人の証人尋問を求めるものです。具体的には、脅迫状の筆跡・識字能力、指紋、足跡、スコープ、血液型、目撃、音声、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について、鑑定を作成した科学者、専門家鑑定人11人の尋問を求めています。

これらの鑑定人は、コンピュータによる画像解析の専門的知見をもつ科学者、人物識別供述についての専門的知見をもつ心理学者、あるいは法医学者や元科捜研技官など、いずれも、その分野での専門家であり、その専門的知見にもとづく鑑定内容、結果と意味について、尋問をとおして直接、鑑定人から聞いて、十分に精査したうえで新証拠の評価をすべきです。また、これらの弁護団提出の鑑定に対して、検察官は反証を提出し、弁護団が再反論の新証拠を提出するなど、鑑定の評価が「争点」になっています。そして、鑑定した事項は、狭山事件の確定判決（東京高裁の無期懲役判決 1974年10月31日）があげた有罪証拠に即したものであって、新証拠によって確定判決に合理的疑いが生じているかどうか、再審を開始すべきかどうかを総合的に判断するために鑑定人尋問は不可欠です。弁護団は事実取調べ請求書において、こうした点を指摘し、鑑定人尋問の必要性を主張しています。

また、下山第2鑑定で鑑定資料となった被害者が事件当日に書いたペン習字浄書の文字インクと被害者のインク瓶（残存インク）からクロム元素が検出され、発見万年筆で書いた数字のインクからはクロム元素が検出されないことについて、裁判所による鑑定を請求しました。下山第2鑑定に対する検察官の批判が意味のないものであり、下山第2鑑定の結果が正当であることが第3者による蛍光X線分析で明らかになるとしています。

弁護団はこれらの事実調べ、鑑定人尋問をおこなったうえで、新証拠と他の全証拠を総合的に評価し、狭山事件の再審を開始するよう求めています。

狭山事件においては、1977年の第1次再審請求以来、45年になりますが、一度も鑑定人尋問などの事実調べがおこなわれていません。

まだ鑑定人尋問の実施が決まったわけではありません。東京高裁が、弁護団が求める鑑定人尋問を実施するよう求める世論を大きくしていかなければなりません。全国各地で、世論を盛り上げる取り組みをすすめよう。

西島藤彦・部落解放同盟中央本部委員長談話

8月29日、狭山事件再審弁護団（中山武敏・主任弁護人）は、東京高裁第4刑事部（大野勝則裁判長）に対して、検察官意見書に反論する新証拠を提出するとともに、事実取調請求書を提出しました。

事実取調請求書は、狭山弁護団が、第3次再審請求でこれまで提出してきた鑑定書など新証拠について、作成した専門家、科学者である鑑定人の証人尋問を求めるものです。

弁護団が裁判所に提出した石川一雄さんの無実を示す新証拠は255点にもなります。

弁護団が提出した新証拠にたいして、検察官は、反論・反証を出してきましたが、弁護団は、コロナ禍のなかでも、多くの専門家との意見交換を積み重ね、検察官の意見書の誤りを明らかにする新証拠をさらに提出してきました。

これらの新証拠は、裁判所の開示勧告によって検察官があらたに開示した証拠にもとづいて、コンピュータによる筆跡鑑定や自白分析、蛍光X線分析など最新科学による鑑定であり、元科捜研技官など専門家による鑑定です。これらの新鑑定によって、狭山事件の有罪判決（2審東京高裁の寺尾正二裁判長による無期懲役判決 1974年10月31日）の誤りが明らかになっています。東京高裁は、弁護団が求めた11人の鑑定人尋問を鑑定を実施すべきです。

鑑定人尋問を請求してたたかいが終わるわけではありません。当面の課題は鑑定人尋問の実現ですが、わたしたちのたたかいの目標は、狭山事件の再審を実現し、石川さんの無罪判決を実現することです。まだ、たたかいは続きます。

弁護団は、今後、鑑定人尋問実施にむけて活動をすすめるとともに、再審開始、石川さんの再審無罪を実現するべく全力で取り組むとしています。

わたしたち支援運動の役割は、弁護団の活動をささえ、それを後押しすることです。

ぜひ、全国の仲間みなさんが、石川さんの無実、部落差別のもとづく冤罪の真相を広げるとともに、狭山事件の再審開始、石川さんの無罪判決を求める世論を大きくする取り組みを進めてください。

裁判所に、わたしたちの声、狭山事件の鑑定人尋問をおこない、狭山事件の再審開始を求める市民の声を届けるには、何よりも署名運動であり、要請ハガキ運動です。狭山事件の再審を求める市民の会（鎌田慧・事務局長）とも連携して、鑑定人尋問を求めるあらたな署名運動も始めたいと思います。

第3次再審請求で弁護団が提出し、鑑定人尋問を求めている新証拠について、学習と教宣を強化し、署名運動の取り組みを全国各地ですすめてください。

検察官は、裁判所が開示を検討するよう促した証拠開示にまだ応じていません。

再審請求における証拠開示や事実調べの保証など再審請求における手続きの整備、再審開始に対する検察官の抗告の禁止を盛り込んだ再審法改正を求めて、国会議員や地方議会での働きかけを強めましょう。

寺尾判決が出されて48年を迎えて、10月28日には東京・日比谷野音での市民集会も予定しています。全国の仲間みなさんが各地で、重大な正念場をむかえた狭山第3次再審のたたかいに全力で取り組まれるようお願いいたします。

以 上

2022年8月29日

部落解放同盟中央本部
委員長 西島 藤彦